

運輸安全マネジメント

●令和 8 年度運送の安全に関する基本方針

「常にプロとしての自覚をもって業務にあたる。事故ゼロ。違反ゼロ。」

- 1、安全に関する法令・規則の遵守を徹底
- 2、アイドリングストップ、エコドライブの推進
- 3、社員が一丸となって、安全確保につとめること

●社内への周知方法

- 1、運輸安全マネジメントのポスターを営業所にて掲示する
- 2、ミーティング等で周知徹底を行う

●安全方針に基づく目標

- 1、人身事故・物損事故・重大事故ゼロ
- 2、酒気帯び運転ゼロ
- 3、トラブル発生率を前年度より 30 パーセント削減

●目標達成のための計画

- 1、安全教育会議などの実施と参加、及び情報共有を徹底
- 2、デジタコを使用した個々人の運転傾向にそった安全とエコ運転の指導と励行

安全教育会議の内容

内容	対象	実施時期
輸送の安全に関する安全方針を事務所、車庫に提示	従業員	6 月実施
運輸安全マネジメントの概要・安全方針・目標・計画・関係法令の周知	従業員	6 月実施
運輸安全マネジメントの概要・安全方針・目標・計画・関係法令の周知について前年度の実施状況の検証	従業員	6 月実施
輸送の安全に関する社内情報の伝達	従業員	随時実施
社内安全教育、ミーティングでの交通安全教育	従業員	月 1 回実施
運転記録証明書の取得による交通違反の把握と指導。 優良ドライバー表彰（トラック協会に推薦）	従業員	入社時及び年 1 回実施
運転の危険予知トレーニングの推進	従業員	年 2 回実施
飲酒運転撲滅のための指導強化	従業員	年 2 回実施
エコドライブ運動の実施	従業員	随時実施
適正診断（一般診断）の受診	従業員	入社時及び期間を定めて 事故等が多い従業員は定期的 に受診

●安全に関する情報交換方法

- 1、月ごとに行われる運転者教育・指導で互いの安全に関する意見交換を実施
- 2、事故報告は原則開示し、安全への意識向上を図ってもらう

●安全に関する反省事項

物損事故ゼロを達成できなかった

↳ 安全確認が不十分と考えられる事故

●反省事項に対する改善方法

- 1、運行管理者などによる安全確認の個別指導
- 2、管理者は、事故の分析を行い原因、対策を協議。また安全会議にて従業員にも事故の分析を行わせることで、安全意識の向上を図る
- 3、事故当該従業員においては、必要である場合運転適性診断を受診させ、それに基づき指導教育を行う

【安全に関する目標と達成状況】

目標	結果	達成状況
人身事故 0 件	0 件	達成
物損事故 3 件以下	1 件	達成
飲酒・酒気帯び運転 0 件	0 件	達成

【当社の自動車事故報告規則第 2 条に規定する重大事故に関する情報】

重大事故発生件数 0 件

【事故に関する情報】

十分な安全確認を怠った為に起こった事故であった。

【本社営業所に掲示】



運輸安全管理

(令和8年6月1日から令和9年5月31日)

令和8年度・当社の輸送の安全に係る事項を
下記のとおり公表します。

【会社名】 有限会社 鶴岡運輸
【営業所名】 本社営業所

- 輸送の安全に関する基本的な方針**
「常にプロとしての自覚をもって業務にあたる。事故ゼロ。違反ゼロ。」
 - ・安全こそが最優先。安全に関する関係法令・規則の遵守を徹底
 - ・アイドリングストップ、エコドライブの推進
 - ・社員が一人となって、安全確保につとめること
 - ・本方針を全社員が周知する
- 輸送の安全に関する目標及びその達成状況**
○安全方針に基づく目標
「人身事故・重大事故ゼロ」
「物損事故1件でも削減・トラブル発生率を前年度より30%削減」

目標		達成状況	
事故形態	抑止目標	結果	事故形態
人身事故	0件以下(前年度比)	0件	達成した
物損事故	1件でも削減させる(前年度比)	1件	達成した

前年度達成状況

事故形態	抑止目標	結果	事故形態
人身事故	0件以下	0件	達成した
物損事故	3件以下	1件	達成した

- 自動車事故報告規則に規定する事故の統計**

前年度の重大事故発生件数	0件
事故の種類	0件
調査の状況	0件

貨物自動車運送事業法第24条の3による運送の安全にかかわる情報の公表
貨物自動車運送事業法安全規則第2条の8 国土交通省告示第1091号